

行田羽生資源環境組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例

令和4年4月18日

条例第31号

(設置)

第1条 組合の財源の調整を図るため、行田羽生資源環境組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、行田羽生資源環境組合会計予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、銀行その他金融機関への預金等最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 管理者は、年度間に財源の不足を生じその財源に充てるときその他必要やむを得ない理由により経費の財源に充てるときは、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。